

【資料4】

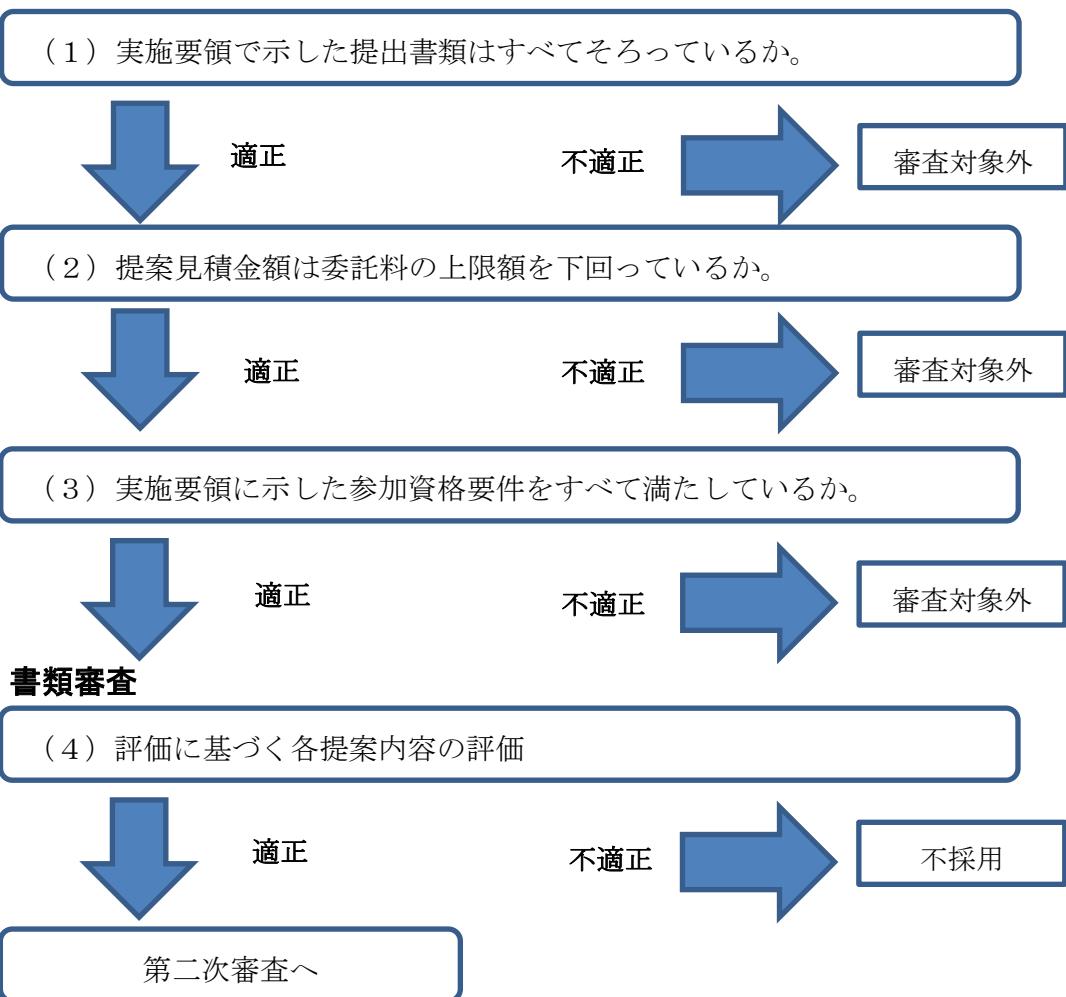
古河市立学校給食センター調理業務等に係る  
受託者選考審査基準

令和8年2月

古河市

## 【第一次選考審査基準】

### 1 資格審査



### 3 評価のポイント

上記2の書類審査は、次の判断基準により、別紙1「評価基準表」に基づいて、古河市立学校給食センター調理業務等委託に係る公募型プロポーザル審査委員会が行います。

| 評価ランク | 係数  | 判断基準                     |            |
|-------|-----|--------------------------|------------|
| A     | 1.0 | 創意工夫があり、非常に効果的な内容である。    | 期待を大きく上回る。 |
| B     | 0.7 | 効果的な内容である。               | 期待を上回る。    |
| C     | 0.5 | 平均的な内容である。               |            |
| D     | 0.3 | 提案項目は網羅されているが、内容が不明瞭である。 | 期待をやや下回る。  |
| E     | 0.1 | 提案項目が網羅されていない。           | 期待を大きく下回る。 |

## 【第二次選考審査基準】

### 1 受託予定者の選定方法について

- (1) 受託予定者については、提出された提案書（様式第2号・3号及び8号から14号）に基づくプレゼンテーション並びにヒアリングの実施により、別紙1「評価基準表」に基づいて評価した各項目の合計点が最も高い提案者に決定します。特に、次の条件を満たすことを前提とします。

#### 【前提条件】

- ① 仕様書に示す各業務を充分理解していること。
  - ② 令和8年8月末までに研修・トレーニング等を行い、9月の給食開始日には確実に給食を提供できること。
- (2) 最高点者が複数の場合は、提案見積金額が最も低い事業者を受託予定者とします。それによっても受託予定者が決定しない場合は、くじ引きにより決定します。

### 2 評価のポイント

第二次審査は、次の判断基準により、別紙1「評価基準表」に基づいて、古河市立学校給食センター調理業務等に係る公募型プロポーザル審査委員会が行います。

| 評価ランク | 係数  | 判断基準                         |            |
|-------|-----|------------------------------|------------|
| A     | 1.0 | 理念・取組方針・実行性が非常に明確であり、熱意を感じる。 | 非常に信頼できる。  |
| B     | 0.7 | 理念・取組方針・実行性が明確である。           | 信頼できる。     |
| C     | 0.5 | 書類審査どおりの内容である。               |            |
| D     | 0.3 | 提案の信憑性・実行性にやや不安を感じる。         | 信頼性にやや欠ける。 |
| E     | 0.1 | 提案の信憑性・実効性に不安を感じる。           | 信頼性に乏しい。   |